

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第9号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成26年1月12日 08時16分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港の岩手県オイルターミナル株式会社専用棧橋 釜石港北防波堤灯台から真方位170° 920m付近 （概位 北緯39° 15.8′ 東経141° 53.9′）
事故等調査の経過	平成26年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー きんたい丸、3,763トン
船舶番号、船舶所有者等	140236、三ツ浜汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関長、三級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首側のタンク付近に擦過傷 棧橋 中央プラットフォームから東側ドルフィンに向かう通路及び支柱が損壊
事故等の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、灯油約2,830klを積載し、船首約4.9m、船尾約5.8mの喫水により、入船右舷着けで岩手県オイルターミナル株式会社専用棧橋（以下「本件棧橋」という。）に着棧するため、船長が船橋で操船指揮を執り、機関長が主機操縦レバーの操作に当たり、二等航海士及び甲板手を船尾部に配置し、着棧作業を開始した。 船長は、機関長に対し、スローアスタンの指示を出したが、機関長がその指示をスローアヘッドの指示と聞き、機関を前進にかけ、船首部が本件棧橋に接近したので、全速力後進をかけたものの、平成26年1月12日08時16分ごろ右舷船首部が本件棧橋に衝突した。 本船は、本事故後、本件棧橋から離れ、08時30分ごろ本事故発生場所付近に錨泊した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、スローアスタンの指示を出した後、可変ピッチ翼角指示器（以下「翼角指示器」という。）の確認を行っておらず、機関長は、翼角指示器の確認を行わずに復唱を行っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、釜石港の本件棧橋に着棧作業中、船長がスローアスタンの指示を出したものの、機関長が、その指示をスローアヘッドと聞き、機関を前進にかけたことから、右舷船首部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長及び機関長は、船長がスローアスタンの指示を出した際、翼角指示器の確認を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、釜石港の本件棧橋に着棧作業中、船長がスローアスタンの指示を出したものの、機関長が、その指示をスローアヘッドと聞き、機関を前進にかけたため、右舷船首部が本件棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長の号令に対する復唱を適切に行い、翼角指示器などで号令によって行われる操作の確認を行うこと。</li> </ul>